

2025年9月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ イ オ ン 事 務 器  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 俊 泰  
(コード番号：423A 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 財 務 部 長 森 貴 文  
(TEL 03-3369-1111)

## 募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年9月5日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 1,469,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定(2025年9月25日開催予定の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払込期日  | 2025年10月14日(火曜日)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                      | 増加する資本金の額は、2025年10月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  |
| (6) 発行価格  | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年10月6日に決定する。)   |
| (7) 申込期間  | 2025年10月7日(火曜日)から<br>2025年10月10日(金曜日)まで  |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |
| (9) 株式受渡期日  | 2025年10月15日(水曜日)   |
| (10) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。  |
| (11) 払込取扱場所   | 株式会社みずほ銀行 新宿支店   |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 |  |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                       |  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 公募による自己株式の処分の件

- |  |  |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 31,700株   |
| (2) 募集株式の払込金額  | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）   |
| (3) 払込期日   | 上記1.における払込期日と同一とする。  |
| (4) 募集方法   | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格)   | 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）  |
| (6) 申込期間   | 上記1.における申込期間と同一である。  |
| (7) 申込株数単位   | 上記1.における申込株数単位と同一である。  |
| (8) 株式受渡期日   | 上記1.における株式受渡期日と同一である。  |
| (9) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における引受価額と同一とする。                                 |
| (10) 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 新宿支店   |
| (11) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。                |  |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本自己株式の処分も中止される。 |  |

## 3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                |                                   |            |
|----------------|-----------------------------------|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式                            | 2,765,700株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号<br>株式会社みずほ銀行    | 844,000株   |
|                | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号<br>株式会社三井住友銀行   | 390,000株   |
|                | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>株式会社三菱UFJ銀行  | 300,000株   |
|                | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号<br>損害保険ジャパン株式会社 | 250,000株   |
|                | 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号<br>AIG損害保険株式会社   | 200,000株   |
|                | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号<br>みずほ信託銀行株式会社  | 150,000株   |
|                | 埼玉県志木市<br>細野 すみ子                  | 103,000株   |
|                | 東京都千代田区大手町二丁目1番1号<br>大樹生命保険株式会社   | 100,000株   |
|                | 石川県小松市工業団地一丁目72番地<br>小松ウオール工業株式会社 | 100,000株   |
|                | 埼玉県川越市<br>磯野 春代                   | 90,000株    |
|                | 神奈川県相模原市<br>朝倉 健一                 | 74,200株    |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- |  |        |         |
|--|--------|---------|
|  | 奈良県橿原市 |         |
|  | 山本 志乃布 | 57,000株 |
|  | 大阪府高槻市 |         |
|  | 河原 弘   | 49,000株 |
|  | 兵庫県西宮市 |         |
|  | 福井 務   | 48,500株 |
|  | 奈良県奈良市 |         |
|  | 橋爪 正生  | 10,000株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、楽天証券株式会社、広田証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、丸三証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 639,900株（上限）  
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年10月6日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 639,900株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2025年11月11日（火曜日）
- (4) 払込期日 2025年11月12日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年10月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記4.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

6. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記3.の引受人の買取引受による株式売出しに関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定です。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
ライオン事務器社員持株会	取得金額31,178千円に相当する株式数を上限	当社従業員への福利厚生のため
ライオン事務器役員持株会	取得金額19,162千円に相当する株式数を上限	当社役員の経営へのコミットメントを強化するため

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数   | ① 公募による募集株式発行<br>当社普通株式 1,469,000株   |
|             | ② 公募による自己株式の処分<br>当社普通株式 31,700株   |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 2,765,700株  |
|             | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限639,900株                                     |
| (3) 需要の申告期間 | 2025年9月29日(月曜日)から<br>2025年10月3日(金曜日)まで   |
| (4) 価格決定日   | 2025年10月6日(月曜日)<br>(発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間    | 2025年10月7日(火曜日)から<br>2025年10月10日(金曜日)まで  |
| (6) 払込期日    | 2025年10月14日(火曜日)   |
| (7) 株式受渡期日  | 2025年10月15日(水曜日)   |

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が639,900株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年10月15日(上場日)から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	29,900,000株
公募による新株式発行による増加株式数	1,469,000株
公募後の発行済株式総数	31,369,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	639,900株(最大)
増加後の発行済株式総数	32,008,900株(最大)

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	31,775株
公募による処分株式数	31,700株
公募後の自己株式数	75株

## 4. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 280,554 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 122,039 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 402,594 千円は、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来の AI 等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026 年 9 月期に 275,176 千円、2027 年 9 月期に 127,418 千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 209 円を基礎として算出した見込額であります。

## 5. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。上場後の剰余金の配当につきましては、連結配当性向 40%、DOE(連結株主資本配当率) 3%を中期的な目標としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、優秀な人材の採用・教育、AI 等を活用した生産性の向上、さらには成長事業分野への積極的な展開を図るために有効投資してまいります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
1株当たり当期純利益金額	23.47円	23.01円	22.32円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	2円 (-1円)	3円 (-1円)	3円 (-1円)
実績配当性向	8.5%	13.0%	13.4%
自己資本当期純利益率	7.8%	7.2%	6.5%
純資産配当率	0.7%	0.9%	0.9%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

#### 6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社大塚商会、売出人かつ当社株主である福井務及び橋爪正生、当社株主かつ新株予約権者である清野宏、鎌田龍雄、島徹、茶谷英二及び当社従業員8名、当社新株予約権者である高橋俊泰、大庭忠良及び当社従業員2名、並びに当社株主である福井資、福井靖、勝又祐一郎、寺西八、日本生命保険相互会社、ゼネラルホールディングス株式会社、福井夏樹、小野瑞穂、福井麻里、福井繁、福井淳二、福井千賀子、勝又規雄、福井律子、山田隆、三進金属工業株式会社、株式会社ナイキ、ナカバヤシ株式会社、磯田國範、森下泰男、株式会社エーコー、森義隆、田中肇、須坂和晃、勝又政子、酒井康隆、田中等、高谷洋介、株式会社明光商会、株式会社クオリ、新生紙パルプ商事株式会社、株式会社杉村倉庫、ダイシン工業株式会社、トヨセット株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、吉川化成株式会社、ライオン事務器社員持株会、ライオン事務器役員持株会及び当社元従業員1名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年4月12日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月5日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「5. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。